

＊北海道公報		発行 北 海 道 (総務部法制文書課) 電話 011-231-4111 (内線 22-264) FAX 011-232-1385 印刷 富士プリント(株)
目 次		ページ
告 示		
○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室)		23
○土地改良法による道営換地計画の決定..... (農地調整課)		23
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)		23
○農業振興地域の指定の一部改正..... (農村計画課)		23
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)		24
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)		24
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)		24
○保安林の指定の解除の予定の一部改正..... (治山課)		25
○道路の供用の開始..... (道路整備課)		25
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)		25
支 庁 告 示		
○貸金業者の営業所又は事務所所在地の不確知.....		25
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		26
札幌医科大学告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		26
道企業管理規程		
○北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程.....		27
道教育庁十勝教育局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告.....		28
道警察本部告示		
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正.....		30
告 示		
北海道告示第988号		
北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。		
平成16年12月17日		
興行の興行の題名		北海道知事 高 橋 はるみ
種 別		制作会社又は指定の指定の理由
映 画		配 給 会 社 範 囲
同 獵人日記		ギャガ・コミュニケーショonz
同 新人バスガイド くわえ上手な唇		オーピー映画
同 裏令嬢 恥辱の花びら		同
同 恥母の湯巻き こすって、もっと！		新日本映像
同 ブエノスアイレスの夜		アットエンタテインメント
同 寝とられた人妻・夕樹舞子 私に股がして		新日本映像
同 金粉FUCK ずぶ濡れ観音		オーピー映画
北海道告示第989号		著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、厚真町本郷地区（第2工区）の換地計画を定めた。		
その関係書類は、北海道胆振支庁に備え置いて、平成16年12月17日から20日間、一般の縦覧に供する。		
平成16年12月17日		北海道知事 高 橋 はるみ
北海道告示第990号		
道営土地改良（富原南地区経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、農道、暗きょ））事業の土地改良事業変更計画を定めた。		
その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成16年12月20日から20日間、一般の縦覧に供する。		
平成16年12月17日		北海道知事 高 橋 はるみ
北海道告示第991号		
昭和45年北海道告示第2678号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。		
その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農村計画課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。		
平成16年12月17日		北海道知事 高 橋 はるみ

育てよう一人一人の
人権意識
身近なことから人権を
考えてみませんか

標茶地域の事項中「昭和60年標茶町告示第97号」を「平成16年標茶町告示第153号」に改める。

北海道告示第992号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 常呂郡訓子府町字清住326の4（次の図に示す部分に限る。）、326の6、326の8
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び訓子府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第993号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成16年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 亀田郡七飯町字仁山703（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紋別郡湧別町字芭露808の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字芭露808の1（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第994号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成16年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 網走郡女満別町字本郷404の9（次の図に示す部分に限る。）、375の10、375の11
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 紋別郡興部町字住吉507の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字住吉507の1（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第995号

農林水産大臣から、保安林の指定の解除に関する予定通知を変更する旨の通知があったので、平成2年北海道告示第121号(保安林の指定の解除の予定)の一部を次のように改正する。

平成16年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1の項中「虻田郡倶知安町(国有林。次の図に示す部分に限る。)」を「虻田郡倶知安町(国有林。次の変更図に示す部分に限る。)」に、「次の図」を「次の変更図」に改める。

北海道告示第996号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 霞台森停車場線	茅部郡森町字上台町330番14地先から 茅部郡森町字上台町330番15地先(一般国道5号交点)まで	平成16.12.17

北海道告示第997号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所 区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

上 雨 粉 台 場 線 北海道旭川土木現業所	旭川市神居町台場23番2地先(河川敷地)から旭川市神居町台場91番2地先まで	前	12.90mから 33.20mまで	560.20m	—
	旭川市神居町台場23番2地先(河川敷地)から旭川市神居町台場75番6地先まで	前	19.00mから 57.80mまで	484.09m	—
	旭川市神居町台場23番2地先(河川敷地)から旭川市神居町台場91番2地先まで	後	19.00mから 74.80mまで	567.55m	—
比 布 愛 別 停 車 場 線 北海道旭川土木現業所	上川郡比布町832番2地先から 上川郡比布町7番1地先まで	前	10.90mから 27.27mまで	958.80m	—
		前	19.64mから 31.00mまで	874.94m	—
		後	19.64mから 31.00mまで	874.94m	—

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第22号

次の貸金業者の所在及び営業所の所在地を確知できないので、貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第38条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成16年12月17日

北海道石狩支庁長 渡 部 道 博

住 所	商号又は名称	氏 名	登 録 番 号	主 たる 営 業 所 の 所 在 地
札幌市清田区清田8条3丁目3番24号	AQUAファイナンス	前田 浩	北海道知事(1)石第02537号	札幌市清田区清田8条3丁目3番24号
札幌市中央区南11条西17丁目3番10号	アシストファイナンス	高橋 賞	北海道知事(1)石第02554号	札幌市中央区南11条西17丁目3番10号
札幌市中央区南17条西8丁目2番31-206号	有限会社ヘルプマン	佐藤 広一	北海道知事(1)石第02571号	札幌市中央区南17条西8丁目2番31-206号
札幌市白石区平和通12丁目北4-31ビッグバーンズマンション白石Ⅲ-203	クレジットの福助	山下 正史	北海道知事(1)石第02581号	札幌市中央区南5条西3丁目11番地4 りりビル4階

札幌市東区北15条東18丁目 1 - 22 河村ビル1階	カーバンク サッポロ	舟木 清文	北海道知事(1) 石第02596号	札幌市東区北15条東18丁目 1 - 22 河村ビル1階
札幌市豊平区中の島 2条 9丁目 1 - 19 第1森井308	クレヨン	石岡 洋	北海道知事(1) 石第02598号	札幌市豊平区中の島 2条 9丁目 1 - 19 第1森井308
札幌市北区北30条西 5丁目 2番17号 シャトー30B - 102	カーショッ プイーグル	伊吹 肇	北海道知事(1) 石第02600号	札幌市豊平区中の島 1条 9丁目 8番 8号 株式会社リアルファイナンス 方
札幌市豊平区平岸 3条 9丁目15番18号 ルピナス平岸802号	北日本ブラ ン	永田 誠	北海道知事(1) 石第02615号	札幌市中央区南 5条西 8丁目12 - 3 五条ハイツ2階
札幌市中央区南13条西 9丁目 3 - 15 フロムファースト139 - 501号		中山 光代	北海道知事(1) 石第02621号	札幌市中央区南13条西 9丁目 3 - 15 フロムファースト139 - 501号
札幌市豊平区平岸 3条12丁目 1 - 33 第1平岸ビル 4階401号		三原 寛	北海道知事(1) 石第02632号	札幌市豊平区平岸 3条12丁目 1 - 33 第1平岸ビル 4階401号
札幌市中央区南14条西 8丁目 5番50号 クリオ行啓通式番館103号室	株式会社エ ー・エフ・ ケー	安齋 常範	北海道知事(1) 石第02643号	札幌市中央区南14条西 8丁目 5番50 号 クリオ行啓通式番館103号室
札幌市白石区米里 1条 3丁目11番 5号	有限会社マ ジックワー クス	岡 昌吏	北海道知事(1) 石第02651号	札幌市白石区米里 1条 3丁目11番 5 号
札幌市北区北29条西11丁目 4番 1 - 802号	ブリッチフ ァイナンス	斉藤 和広	北海道知事(1) 石第02658号	札幌市中央区南 3条西17丁目291 - 221 サンウエスト18 - 2階
札幌市白石区菊水 3条 3丁目 2番26号 ステラコート菊水101号	日本バンク	渡部 雅人	北海道知事(1) 石第02676号	札幌市白石区菊水 3条 3丁目 2番26 号 ステラコート菊水101号
札幌市中央区南 6条西23丁目 4番 7号 カーサメント623 - 102号	メーブルフ ァイナンス	富樫 泰之	北海道知事(1) 石第02722号	札幌市豊平区月寒東 5条11丁目 5番 7号 田中マンション 3号室
札幌市中央区南 4条東 5丁目 3番地12 エンドレス三井リバーサイド406号	アリエル	加藤 雅志	北海道知事(1) 石第02761号	札幌市中央区南 4条東 5丁目 3番地 12 エンドレス三井リバーサイド 406号
札幌市西区発寒14条 2丁目 3 - 23 エ スセーナ西札幌203号	タカオファ イナンス	後藤 貴雄	北海道知事(1) 石第02796号	札幌市西区発寒14条 2丁目 3 - 23 エスセーナ西札幌203号

北海道十勝支庁告示第24号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成16年12月17日

北海道十勝支庁長 近 藤 光 雄

札幌医科大学告示第78号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成16年12月17日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

1 落札に係る物品等の名称及び数量

重油 J I S 1種 1号（第 2 期調達分）調達予定数量 1,103,000 ℓ

2 落札を決定した日

平成16年11月24日

北海道十勝支庁告示第24号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成16年12月17日

北海道十勝支庁長 近 藤 光 雄

3

落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社コニサーオイル

(2) 住 所 札幌市中央区南11条西20丁目2番1号

4

落札金額

重油JIS1種1号 38.29円（1ℓ当たりの単価）

5

契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6

一般競争入札の公告

平成16年8月13日付け札幌医科大学告示第60号

7

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 札幌医科大学事務局管財課

(2) 所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

道 企 業 管 理 規 程

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年12月17日

北海道公営企業管理者 小笠原 紘 一

北海道企業管理規程第7号

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程

北海道企業職員給与規程（昭和42年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

(寒冷地手当)

第17条

寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において北海道に在勤する職員（常時勤務に服する職員に限る。以下この条において「支給対象職員」という。）に支給する。

2 支給対象職員の寒冷地手当の額は次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分	世 帯 等 の 区 分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1 級 地	26,380円	14,580円	10,340円

2

級 地

23,360円

13,060円

8,800円

3

級 地

22,540円

12,860円

8,600円

備考

「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって北海道に居住する扶養親族のないもののうち、条例第6条の2の規定による単身赴任手当を支給されるもの（管理者が定めるものを除く。）及びこれに準ずるものとして管理者が定めるものを含まないものとする。

3

次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 第28条の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額

(2) 前号に掲げる職員のほか、法第29条の規定により停職にされている職員
その他の管理者が定める職員 零

4

支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項又は第26条第2項若しくは第3項の規定にかかわらず、第2項の規定による額を超えない範囲内で、管理者が定める額とする。

(1) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合

(2) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合

(3) 前2号に準ずる場合として管理者が定める場合

5

第2項の表に掲げる地域の区分は、道職員の例による。

6 寒冷地手当は、基準日の属する月の第6条第2項の規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

7 基準日から支給日の前日までの間において離職し、又は死亡した支給対象職員には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

8 基準日から引き続いて第3項第2号に掲げる職員に該当している支給対象職員が、支給日後に復職等をした場合には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

附則第16項を削る。

附 則

(施行期日等)

1

この規程は、公布の日から施行し、改正後の北海道企業職員給与規程（以下「改正後の

- 3 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- (1) 第28条の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額
- (2) 前号に掲げる職員のほか、法第29条の規定により停職にされている職員
その他の管理者が定める職員 零
- 4 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項又は第26条第2項若しくは第3項の規定にかかわらず、第2項の規定による額を超えない範囲内で、管理者が定める額とする。
- (1) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
- (2) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合
- (3) 前2号に準ずる場合として管理者が定める場合
- 5 第2項の表に掲げる地域の区分は、道職員の例による。
- 6 寒冷地手当は、基準日の属する月の第6条第2項の規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。
- 7 基準日から支給日の前日までの間において離職し、又は死亡した支給対象職員には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。
- 8 基準日から引き続いて第3項第2号に掲げる職員に該当している支給対象職員が、支給日後に復職等をした場合には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

附則第16項を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の北海道企業職員給与規程（以下「改正後の

規程」という。)は平成16年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成16年度の寒冷地手当に関する改正後の規程第17条第1項の規定の適用については、同項中「毎年11月から翌年3月」とあるのは、「平成16年10月から平成17年2月」とする。

3 この項から附則第6項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 経過措置対象職員 平成16年10月1日(以下「旧基準日」という。)から引き続き北海道に在勤する職員(常時勤務に服する職員に限り、北海道企業職員給与規程(以下「給与規程」という。)第5条第3項に規定する再任用職員を除く。)をいう。

(2) みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、改正後の規程第17条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する基準日(以下単に「基準日」という。)におけるその在勤する地域及び世帯等の区分(改正前の規程第17条第2項及び第3項に規定する世帯等の区分をいう。)に応じ、改正前の規程第17条第2項及び第3項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を5で除して得た額をいう。

4 基準日(その属する月が平成21年3月までのものに限る。)において経過措置対象職員である職員に対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額(以下この項において「特例支給額」という。)が、その者につき改正後の規程第17条第2項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、同条又は給与規程第26条第2項若しくは第3項の規定にかかわらず、それぞれ特例支給額又は特例支給額にその者の給料の支給について用いられた同条第2項若しくは第3項の規定による割合を乗じて得た額の寒冷地手当を支給する。

平成16年10月から平成17年2月まで	2,000円
平成17年11月から平成18年3月まで	6,000円
平成18年11月から平成19年3月まで	10,000円
平成19年11月から平成20年3月まで	14,000円
平成20年11月から平成21年3月まで	18,000円

5 改正後の規程第17条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは「北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程(北海道企業管理規程第7号。以下「平成16年改正規程」という。)附則第4項」と、同項第1号中「前項の

規定による額」とあるのは「平成16年改正規程附則第4項に規定する特例支給額(以下「特例支給額」という。)」と、同条第4項中「前2項又は第26条第2項若しくは第3項」とあるのは「平成16年改正規程附則第4項又は平成16年改正規程附則第5項において読み替えて準用する前項」と、「第2項の規定による額」とあるのは「特例支給額」と、同項第1号及び第2号中「前項各号」とあるのは「平成16年改正規程附則第5項において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

6 給与規程第9条の2第4項に規定する職員以外の地方公務員等であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き給与規程の給料表の適用を受ける職員となり、北海道に在勤することとなった場合において、任用の事情を考慮して前2項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、改正後の規程第17条第1項から第5項までの規定にかかわらず、管理者の定めるところにより、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

道教育庁十勝教育局告示

北海道教育庁十勝教育局告示第8号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年12月17日

北海道教育庁十勝教育局長 河 野 憲 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

北海道帯広農業高等学校学科転換に係る物品購入

ア 農業実習用機械類 トラクタほか9品目 11点

イ 畜産実習用機器類 フィードミキサーほか3品目 4点

ウ 木材加工機械類 NCルーターほか1品目 2点

エ 理化学機器類 プログラムフリーザーほか44品目 78点

オ 顕微鏡 電子顕微鏡一式及び光学顕微鏡103点

カ 農業土木実習機器類 真空ポンプほか9品目 11点

キ 土木工事車輛 ホイルローダほか1品目 2点

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納入期日 平成17年3月31日(木)

(4) 納入場所 北海道帯広農業高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する物品の購入等の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成16年12月17日（金）から平成17年1月11日（月）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目
北海道教育庁十勝教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎4階教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課）

- (2) 入札日時

ア 平成17年1月26日（水）午前9時30分

イ 同 午前10時30分

ウ 同 午前11時30分

エ 同 午後1時30分

オ 同 午後2時30分

カ 同 午後3時30分

キ 同 午後4時30分

（送付による場合は、平成17年1月25日必着のこと）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

- (2) 所在地 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目
電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 3117

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

- (a) Farm machines : 1 tractor and others (9 items, 11 units)
- (b) Stock farm machines : 1 Feed-liquidizer and others (3 items, 3 units)
- (c) Lumber processing machines (2 items, 2 units)
- (d) Physics and chemical apparatus (45items, 78 units)
- (e) 1 Electron microscope, 103 Optical microscopes
- (f) 1 Vacuum pump and others (9 items, 10 units)
- (g) Earth-moving machines (2 items, 2 units)

B . Bid tendering date and time :

- (a) 9 : 30 A. M., January 26, 2005
 - (b) 10 : 30 A. M., January 26, 2005
 - (c) 11 : 30 A. M., January 26, 2005
 - (d) 1 : 30 P. M., January 26, 2005
 - (e) 2 : 30 P. M., January 26, 2005
 - (f) 3 : 30 P. M., January 26, 2005
 - (g) 4 : 30 P. M., January 26, 2005
- (If mailed, bids must arrive no later than January 25)

C . Contact :

Accounting Division, General Affairs Department,

Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education Minami 3,
Higashi 3, Obihiro-shi, Hokkaido, 080-8588, Japan
Phone : 0155-24-3111 Extension 3117

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第177号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成16年12月20日から施行する。

平成16年12月17日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

別表旭川方面深川警察署の項中

「		を	「	に改める。	
秩父別	雨竜郡秩父別 町 字 秩 父 別 1875番地の12				
			秩父別	雨竜郡秩父別 町1875番地の 1	
」			」		